

記者会見連絡票

所属部署（ 商工観光課 他 ）

タイトル
新型コロナウイルスの影響について
概要（発表内容を簡単に記入してください。）
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業主に対する第2弾の融資制度の運用を4月1日より開始した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年開催している市の事業の中止を決定した。</p>
内容（発表内容のポイントを記入してください。別紙資料でも可能。）
<p>支援策 さくら市緊急経済対策特別資金 別紙資料のとおり</p> <p>中止が決定された市の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月初旬 さくら市広島平和記念式典中学生派遣事業 ・ 11月上旬 市民体育祭（氏家地区・喜連川地区）
本件に関する報道機関からのお問い合わせ先（所属、担当者名、電話番号）
<p>融資関係 産業経済部 商工観光課 電話 028-686-6627</p> <p>中止事業 総合政策部 総務課 電話 028-681-1111</p> <p>教育委員会 スポーツ振興課 電話 028-682-8888</p>

※ 1案件ごと1枚作成してください。

さくら市緊急経済対策特別資金

令和3年4月1日受付開始
令和3年8月31日実行分まで

制度の概要

◆ご利用いただける方

次の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者
- ・市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる方
- ・市税を完納している方
- ・以下のいずれかに該当する方

要件	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づきセーフティネット4号を利用する方	(2) 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づきセーフティネット5号を利用する方	(3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき危機関連保証を利用する方
適用期間	4号: 令和3年6月1日まで	5号: 令和3年6月30日まで	令和3年6月30日まで
備考	認定窓口: 商工観光課	認定窓口: 商工観光課	認定窓口: 商工観光課

◆融資限度額及び利率等

資金使途	融資限度額	貸付期間	年利率	備考
運転	20,000千円 (新型コロナウイルス感染症対策特別資金と合わせて2,000万円とする)	5年以内	1.0%	据置期間3年以内
設備		10年以内	1.2%	

◆資金の借り換え

さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金の残債分について借り換えを行うことが可能となります。

(一部不可となる場合がありますので、借り換えを行う際はあらかじめ金融機関等へご相談ください。)

◆保証料

融資を受けるためには栃木県信用保証協会の保証が必要となります。
保証料(条件変更分を除く)については、さくら市が全額負担いたします。

◆利子補給

3年間全額補助

お取り扱い窓口

◆足利銀行氏家支店(682-2321)

◆烏山信用金庫氏家支店(681-7211)

◆栃木銀行氏家支店(682-2711)

※融資制度に関するお問合せは、市商工観光課(686-6627)、氏家商工会(682-2019)及び喜連川商工会(686-2122)でもお受けしております。